

平成27年度 第2回瑞穂町総合教育会議 次第

日時：平成28年3月30日(水)

午前9時から

場所：町民会館第2会議室

1 開会

2 町長挨拶

3 議題

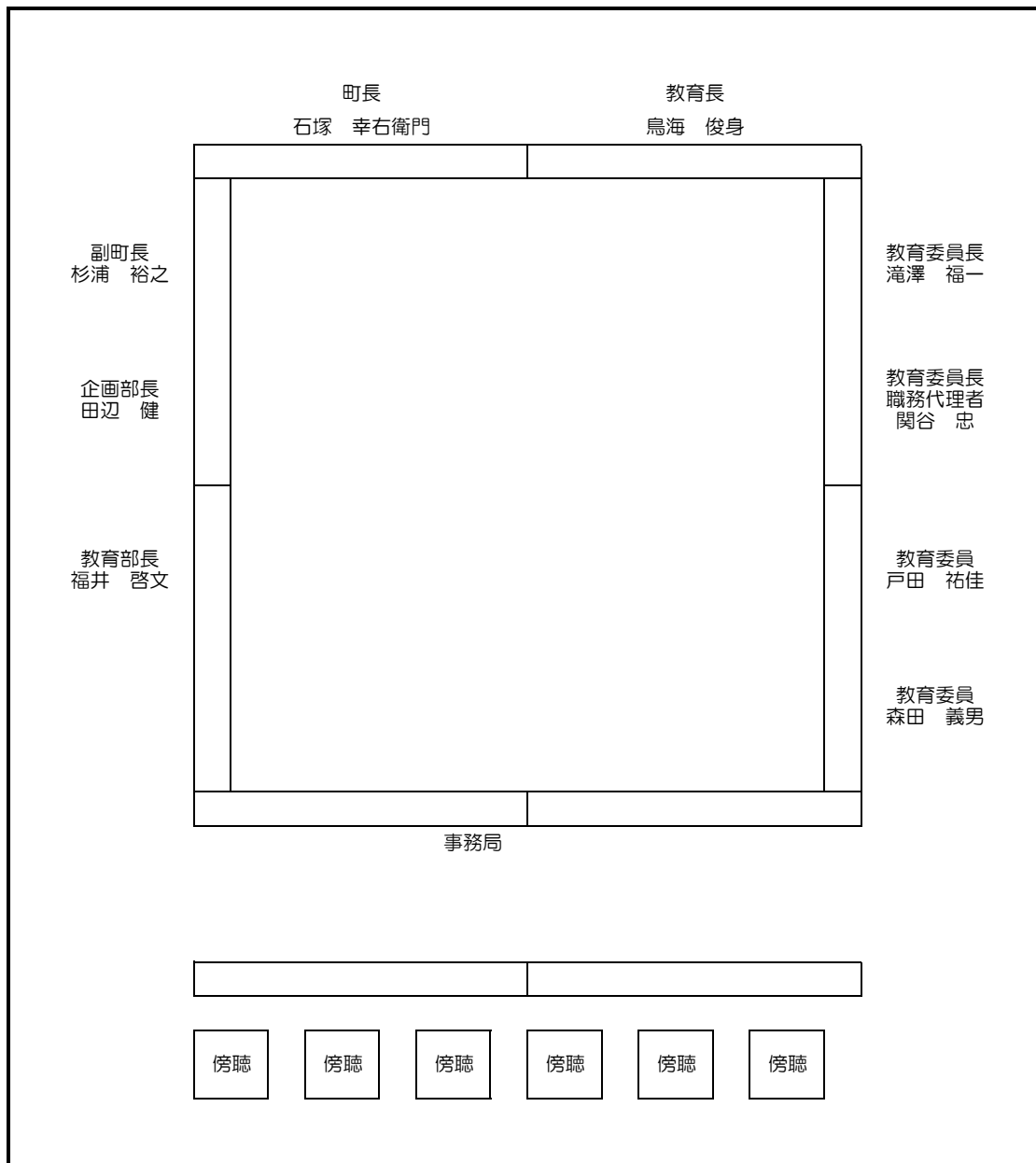
- 1) 瑞穂町教育大綱について (資料1)
- 2) 平成27年度の教育行政について (資料2)
- 平成27年度 教育委員会の施策 (資料3)
- 3) その他

4 閉会

【机上配布資料】

- 平成27年度 第2回瑞穂町総合教育会議 次第
- 座席表 兼 参加者名簿
- 資料1 瑞穂町教育大綱(案)
- 資料2 平成27年度の教育行政について
- 資料3 平成27年度 教育委員会の施策について
- 参考資料1 瑞穂町教育総合会議要綱
- 参考資料2 新教育委員会制度への移行に関する調査(文部科学省)

平成27年度 第2回総合教育会議 席次



(案)

瑞穂町の教育に関する大綱

平成28年 月
瑞 穂 町

瑞穂町の教育に関する大綱の策定にあたって

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行されました。

改正法の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長と教育委員会との連携強化を図ることです。

また、すべての地方公共団体において総合教育会議を設置し、将来の教育行政の方針である教育に関する大綱を策定することが義務づけられました。

ここに、第4次瑞穂町長期総合計画で謳う

みらいに ずっと ほこれるまち

潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして

の実現に向けて、瑞穂町の教育に関する大綱を策定いたしました。

平成28年 月

瑞穂町長 **石塚 幸右衛門**

瑞穂町の教育に関する大綱(案)

次代を担う子どもたちが心豊かに育つことは、地域社会の宝となります。学校、家庭、地域が一体となって、青少年を育てる環境づくり、また、だれもが自己目標の実現をはかることのできるよう、生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる生涯学習の環境づくりにつとめ、一人ひとりが生涯輝くことのできるまちづくりを進めるため、3つの方針を掲げて教育を推進します。

- 1 互いの人格を尊重し 思いやりと規範意識のあるひと
- 1 社会の一員として 社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 1 自ら学び考え行動する 個性と創造力豊かなひと

また、教育は、学校、家庭及び地域のそれぞれが対等な関係で自らの役割と責任を分担するとともに、情報を共有し、連携して行わなければならないものであるとの認識に立って、すべての町民が教育に参加することを目指します。

1 瑞穂町の教育に関する大綱の位置づけ

将来都市像

みらいにずっとほこれるまち 潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして

長期総合計画

基本構想
基本計画

- 第1章 健康で元気なみずほ
- 第2章 一人ひとりが輝くみずほ

瑞穂町の教育に関する大綱

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

- 第3章 魅力ある温かいみずほ
- 第4章 安全安心やさしいみずほ
- 第5章 快適で美しいみずほ

総合教育会議

教育目標

めざす教育

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

基本方針

- 1 人権尊重と社会貢献の精神の育成
- 2 確かな学力の育成と個性や創造力の伸長
- 3 安全な学校と信頼される教育の確立
- 4 生涯学習の推進と施設・環境の整備

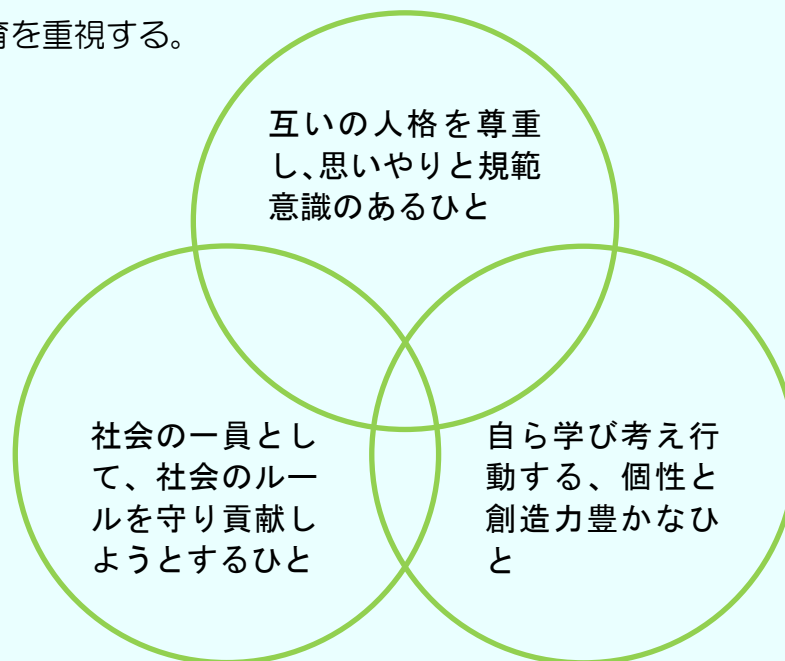
瑞穂町教育委員会 教育目標と基本方針

瑞穂町教育委員会は、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校、家庭、地域との緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として、人間性豊かに成長することを目指し、教育を推進する。

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

の育成に向けた教育を重視する。



また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる生涯学習社会の実現を図る。

そして、教育は、学校、家庭、地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての町民が教育に参加することを目指す。

瑞穂町教育委員会は、このような考え方に立って、「**みらいにずっとほこれるまち** 潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして」（第4次瑞穂町長期総合計画の将来都市像／計画期間：平成23年度～平成32年度）の実現に向けて、積極的に教育行政を推進する。

基本方針

子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

人権尊重と社会貢献の精神の育成 《基本方針 1》

社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。

そのために、確かな学力の育成を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を推進する。

確かな学力の育成と個性や創造力の伸長 《基本方針 2》

《基本方針 3》

安全な学校と信頼される教育の確立

子どもたちが安全で安心した学校生活を送るために、教育行政を力強く展開することが求められる。

そのために、学校、家庭、地域の協働と町民の教育参加を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進めていく。

《基本方針 4》

生涯学習の推進と施設・環境の整備

活力ある社会を築いていくために、個人の生活を充実するとともに、一人ひとりが社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、町民が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図るとともに、施設や環境の整備に努める。

平成27年度の教育行政について

1 通学路等防犯設備（防犯カメラ）運用状況について

通学路

町内各小学校通学路、箱根ヶ崎駅西口広場に防犯カメラを設置。

設置台数42台

(内訳) 通学路 一小 8台
 二小 7台
 三小 7台
 四小 9台
 五小 8台 計39台
 箱根ヶ崎駅西口広場 3台

公園

松原中央公園4台及びさやま花多来里の郷4台のカメラを設置。データについては7日から10日間の保存。データは、内蔵ハードディスクに保存され保存容量を超えた時点で古いものから順次上書きされる。公園内で異常を発見した際に映像を確認している。

2 町内における犯罪等発生状況について

犯罪発生件数

(単位：件)

年	発生 件数	凶悪犯	粗暴犯	侵入 盗犯	非侵入 盗犯	知能犯	風俗犯	その他	(参考) 福生署 管内
平成 27年	497	5	12	27	373	14	6	60	2,175
平成 26年	512	4	30	25	371	10	11	61	2,438
平成 25年	587	2	16	19	459	10	2	79	2,651

防犯メール配信

1. 防犯情報（不審者情報、振り込め詐欺情報等）を登録者にメール配信
2. 配信情報

年度	配信回数（件）	備考
平成27年度	34	4/1～3/28 現在
平成26年度	51	
平成25年度	44	

3 通学路における交通安全施設設置（改修）等の状況について

●カラー舗装（平成27年度施工箇所）

町道 34 号線 長岡長谷部329～長岡長谷部291 延べ延長 639m 面積 191.7 m²
第二小学校

町道 29 号線 駒形富士山576～高 根640 延べ延長 329m 面積 98.7 m²
第三小学校

町道 72 号線 駒形富士山161～駒形富士山183 延べ延長 511m 面積 153.3 m²
第三小学校

●LED道路照明灯（平成27年度施工箇所）

第四小学校付近の道路照明灯を、LED道路照明灯に交換。288 基交換。

●道路反射鏡（カーブミラー）の点検及び清掃を、瑞穂町交通安全推進協議会へ委託（927 本/年3回実施）。

その他、福生警察署、教育委員会、道路管理者とで、毎月通学路の安全点検を実施し、危険箇所への看板、ポストコーン、ガードパイプ等の設置を行っている。引き続き、児童・生徒が安全に通学できるよう改善していく。

4 瑞穂町海外留学奨学資金等支給状況について

平成27年度支給実績

「瑞穂町海外留学奨学資金等支給条例」に基づき、積極的に海外の学校で学芸や技能を修得しようとする青少年に対し、奨学資金と渡航費用の一部を支給し、国際的な視野に立ち、町及び社会に貢献する人材の育成を行った。

ア 第1期 申請期間 平成27年6月1日～6月30日

申請件数	支給決定件数	支給額
1件	1件	294,000円

※留学先 フランス パリ・ディドロ大学 文学部

イ 第2期 申請期間 平成28年1月4日～1月29日
応募者なし

ウ 奨学金の精算

平成27年度第1期 返還確定金額：147,000円（途中帰国による減額）

平成27年度 教育委員会の施策について

1 平成27年度教育委員会予算における重点事業等について

教育委員会の主な事業を新規事業、重点事業、レベルアップ事業の3つに区分し事業を推進しています。(別紙参照)

区 分	新規事業	重点事業	レベルアップ事業	合 計
教 育 課	3	10	0	13
指 導 課	0	14	2	16
社会教育課	2	17	0	19
図 書 館	4	10	0	14
合 計	9	51	2	62

出典：平成27年2月教育委員会定例会資料

2 平成27年度教育委員会の主要施策について ※【 】は、別紙一覧の番号

(1) 三小・二中水飲栓直結化事業（設計） 【No. 2】

〔事業目的及び概要〕

東京都水道局が推進している小中学校の水飲栓直結給水化モデル事業を活用し、三小及び二中において受水槽を通さずに児童・生徒が冷たくおいしい水道水を飲む快適な教育環境を整備するための工事に向けた設計を行います。

〔事業進捗状況〕

1 設計委託

- 期間 平成27年6月8日～平成27年12月21日
- 金額 2,160,000円

(2) 一小校庭芝生化事業 【No. 4】

〔事業目的及び概要〕

児童・生徒の体力の向上や怪我の減少、緑化によるヒートアイランド現象の抑制、児童・生徒、保護者、地域の方々による芝生の維持管理組織を通して地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、校庭の芝生化を推進します。

〔事業進捗状況〕

1 工事

- 期間 平成27年6月3日～平成27年11月24日
- 金額 79,094,880円

2 工事監理委託

- 期間 平成27年6月3日～平成27年11月24日
- 金額 4,821,120円

3 その他 芝開き式典 平成27年12月12日

(3) 四小及び二中除湿温度保持機能復旧事業（工事・監理）

【No.5・No.6】

〔事業目的及び概要〕

冷暖房設備が老朽化している四小及び二中において、快適な教育環境を整備するため各教室等の個別空調化の工事を行います。

〔事業進捗状況〕

1 四小

(1) 工事

○期間 平成27年6月15日～平成27年11月30日

○金額 231,660,000円

(2) 工事監理委託

○期間 平成27年6月15日～平成27年11月30日

○金額 7,830,000円

2 二中

(1) 工事

○期間 平成26年8月4日～平成27年5月15日

○金額 243,000,000円

(2) 工事監理委託

○期間 平成26年8月4日～平成27年5月15日

○金額 7,516,800円

(4) フューチャースクール（中学校）の実施

【No.14】

〔事業目的及び概要〕

当講座を通して子どもたちに学ぶ意欲を身につけさせ、一人一人の子どもが自らの目標を達成できる学力の向上を目指し、中学生を対象に学習塾と連携して土曜日等に補習・発展学習を実施します。

〔事業進捗状況〕

1 期間 平成27年7月～平成28年3月 各校20回実施

2 委託先 明光義塾（瑞中）、スクールIE（二中）

3 契約金額 7,560,000円

4 参加者 瑞中 113人（参加率24%）

二中 110人（参加率23%）

(5) ストップ22キャンペーン

【なし】

〔事業目的及び概要〕

町では子どもたちのスマートフォンや携帯電話、インターネットの長時間使用が問題となっています。そこで子どもたちの健全育成を図るため、22時以降は子どもたちのスマートフォンや携帯電話の使用を控える取組を推進しています。

〔事業進捗状況〕

1 各種広報媒体（町広報紙、町ホームページ等）を使って当キャンペーンを周知しています。

2 町公共施設（学校、役場、町民会館、スカイホール等）、JR箱根ヶ駅、町内金融機関へキャンペーン用のぼり旗を設置しました。

3 「ストップ22」のチラシを作成し、保護者並びに地域、関係機関へ配布しました。

- 4 青少年委員協議会等の会議において趣旨説明と周知依頼を行いました。
- 5 地域でのイベント時にキャンペーン用のぼり旗を利用いただきました。

(6) 青少年国際交流事業（中学生派遣） **【No. 32】**

〔事業目的及び概要〕

中学生を姉妹都市である米国カリフォルニア州モーガンヒル市に派遣し、交流を深めるとともに国際感覚を養い、社会性や自立性などの感性の向上を目指します。また、ホームステイを通じて、文化や習慣の違いを学び、英語力を身につけ、コミュニケーション能力を高めます。青少年国際交流事業は、毎年交互に中学生を派遣し合い進めています。平成27年度は、派遣事業となります。

〔事業進捗状況〕

- 派遣期間 平成27年8月21日～平成27年8月31日
- 派遣人数 中学生8人、教育長外職員2人、合計11人
- 主な費用 派遣事業旅費 785,630円
派遣事業委託料 1,287,601円
- その他 事前研修6回、事後研修5回
報告会 平成27年12月5日（青少年の主張発表会会場）

(7) 中央体育館耐震補強事業（設計・工事・監理）及び武道館耐震診断調査等委託 **【No. 40・No. 41】**

〔事業目的及び概要〕

体育施設を安全かつ快適に使用するため、老朽化した体育施設の補強工事に向けた、工事設計委託及び耐震診断調査等委託を行います。

〔事業進捗状況〕

- 1 中央体育館（耐震補強工事）
 - (1) 設計委託
 - 期間 平成27年5月27日～平成27年9月10日
 - 金額 5,713,200円
 - (2) 工事

※入札不調により工事を行うことができませんでした。
- 2 武道館（耐震診断調査）
 - (1) 調査
 - 期間 平成27年6月8日～平成27年11月10日
 - 金額 2,160,000円
 - (2) 結果

耐震強度不足により補強工事を平成28年度に実施します。

(8) 図書館施設の充実 **【No. 49】**

〔事業目的及び概要〕

住民の読書活動の促進等生涯学習を支援するために、図書館施設を充実させ、利便性の向上を図ります。郷土資料館の移転に伴い、空きスペースとなった図書館3階を含め、全体の配置や使用方法を見直し、利用者にとって安全で快適な環境を整備することで、子どもから高齢者まで、だれもが、どこでも気軽に学習でき、その成果を活かすことができる図書館を目指します。

〔事業進捗状況〕

- 1 レイアウト変更 平成27年8月1日～平成27年12月27日
- 2 主な費用 書架等委託料 2,241,000円
館内配置替用備品一式 4,526,928円
- 3 その他 1階にキッズスペース、2階にCD・DVD視聴ルーム、
3階に閉架書庫及び会議室兼対面朗読室を、それぞれ設置
しました。

(9) 地域資料デジタル化作成等委託

【No.50】

〔事業目的及び概要〕

図書館と郷土資料館が所有する地域資料等をデジタル化して、情報端末で閲覧できるシステムを構築することで資料の共有化を図り、利用者の利便性を向上させます。また、英語翻訳版を作成してインターネット上に公開することで、町の歴史や文化財、見どころ等を町内外をはじめ世界中に発信し、調べ学習や来町に繋げる機会を創出します。

〔事業進捗状況〕

- 1 委託期間 平成27年4月17日～平成28年2月25日
- 2 費用 8,924,026円
- 2 その他 ○町刊行物(8種)のデジタルデータ化と英訳の公開
デジタルデータ公開日 平成27年11月21日
○図書館及び郷土資料館へのタッチパネル型モニターの設置(各1台)と郷土資料館へのタブレット端末(2台)の配置
○公開記念講演会(浅田次郎氏)平成27年11月21日

平成27年度瑞穂町教育委員会重点事業等一覧

No	事業区分	事業名	課・館
1	新規	三小プール床等塗装事業（工事）	教育課
2	新規	三小・二中水飲栓直結化事業（設計）	
3	新規	四小校庭芝生化事業（設計）	
4	重点	一小校庭芝生化事業（工事・監理）	
5	重点	四小除湿温度保持機能復旧事業（工事・監理）	
6	重点	二中除湿温度保持機能復旧事業（工事・監理）	
7	重点	学校施設の修繕	
8	重点	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価	
9	重点	教育委員会ホームページ及び「みずほの教育」の充実	
10	重点	高等学校等入学時奨学金	
11	重点	就学援助費、特別支援教育就学奨励費の支給	
12	重点	学校保健の充実 （学校医等の委嘱、児童・生徒健康診断の実施、精密検査該当者への交通費支給、学校管理下の児童・生徒の負傷等に必要な給付）	指導課
13	重点	幼稚園児保護者の負担軽減等に関する事業	
14	レベルアップ	学力の向上 （中学校でのフューチャースクール実施、ステップアップ教室の実施、学習サポーターの配置、漢字・英語検定の実施）	
15	重点	学校図書館の充実 （図書購入、学校図書館司書の配置）	
16	重点	教育相談の充実 （教育相談員の配置、心理検査の実施、相談員の研修、適応指導教室の充実、家庭と子供の支援員の配置）	
17	重点	特別支援教育の充実 （教育支援補助員・特別支援学級介助員の配置、巡回相談・専門家チーム派遣の実施、言語相談の実施、通級支援委員会・就学支援委員会の開催）	
18	レベルアップ	校務用コンピュータの整備 （校務用コンピュータの入換え、校務用コンピュータ管理サーバ借上）	
19	重点	安全教育の充実（教職員の救命講習の受講）	
20	重点	家庭教育の充実 （家庭教育研修会の実施）	
21	重点	外国語（英語）・外国語活動の充実 （ALTの派遣）	
22	重点	日本の伝統文化の理解教育の推進 （茶道教室の実施）	
23	重点	豊かな心の育成 （演劇鑑賞教室の実施、音楽鑑賞教室の実施、栽培活動の実施）	
24	重点	体力の向上 （体力調査の実施、中学生「東京駅伝」大会への参加、水泳指導補助員の配置）	
25	重点	学校評価の充実 （第三者評価の実施）	

No	事業区分	事業名	課・館	
26	重点	部活動の充実 (外部指導員の配置、大会等の参加費・旅費の補助)	指導課	
27	重点	ICT環境の整備 (教育用コンピュータの借上、教育用コンピュータソフトの借上)		
28	重点	学校事務の支援 (臨時職員の配置)		
29	重点	教職員の健康診断の実施 (循環器、結核、消化器、婦人科検診)		
30	新規	NHKのど自慢の実施		
31	重点	スカイホール主催事業	社会教育課	
32	重点	青少年国際交流事業(中学生派遣)		
33	重点	住民提案型協働事業の充実		
34	重点	こどもフェスティバルの開催		
35	重点	放課後子ども教室の実施		
36	重点	成人式の開催		
37	重点	体験事業の実施 (ジュニアリーダー養成講座ほか)		
38	重点	青少年の主張意見発表会の実施		
39	重点	子ども会連合会や地区青少年委員協議会への支援		
40	新規	中央体育館耐震補強事業(設計・工事・監理)		
41	重点	武道館耐震診断調査等委託		
42	重点	長岡トレーニングルーム管理運営業務		
43	重点	総合型地域スポーツクラブ運営支援		
44	重点	スポーツ・レクリエーション振興計画の推進		
45	重点	社会体育事業の実施 (残堀川ウォーキング、町民体育祭)		
46	重点	スポーツ推進委員主管事業の実施 (狭山丘陵ウォーキング、町民ハイキング、新年歩こう会、障害者スポーツ他)		
47	重点	体育協会への事業委託 (各体育施設の維持管理)		
48	重点	体育協会への事業委託 (総合体育大会、小学生スキー教室、駅伝競走大会第40回記念大会)		
49	新規	図書館施設の充実		図書館
50	新規	地域資料デジタル化作成等委託		
51	重点	図書館協議会の運営		
52	重点	貸出体制の充実		
53	重点	図書資料の充実		
54	重点	施設の維持管理		
55	重点	図書館事業の実施		
56	重点	小・中学校の読書活動への支援		
57	新規	指定文化財保存、管理		
58	新規	耕心館管理運営		
59	重点	郷土資料館管理運営		
60	重点	埋蔵文化財包蔵地内等試掘調査補助金対象事業の実施		
61	重点	郷土の歴史に関する講座の開催		
62	重点	収蔵文化財の保存、活用		

瑞穂町総合教育会議要綱

平成27年8月6日
瑞穂町総合教育会議告示第1号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、瑞穂町総合教育会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、法第1条の4第1項に規定する協議及び調整（以下「協議等」という。）を行う。

(組織)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、町長が招集し、議長となる。

2 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。ただし、緊急で教育委員会委員を招集する時間的余裕がないと認めるときは、町長及び教育長のみで会議を開くことができる。

3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

(副町長等の出席)

第5条 町長は、円滑な協議等に資するため、次に掲げる職にある者の出席を求めることができる。

- (1) 副町長
- (2) 企画部長
- (3) 教育部長

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認める場合、又は会議の公正が害されるおそれがあると

認める場合その他公益上必要があると認める場合で、町長又は教育委員会の発議により出席構成員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(会議録)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その会議録を作成し、これを公表するものとする。

(意見の聴取)

第8条 会議は、第2条に規定する協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、教育部教育課において処理する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

新教育委員会制度への移行に関する調査(平成27年12月1日現在)

1. 調査の概要

○実施時期

平成27年12月～平成28年1月

○調査対象

全都道府県・指定都市(67)、市町村教育委員会(1,718)(特別区、広域連合及び共同設置の教育委員会を含み、一部事務組合を含まない。)

【対象期間】

平成27年12月1日現在の状況

2. 調査項目

平成27年4月1日から施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)に基づく総合教育会議の開催、大綱の策定、新教育長の任命の状況等。

(1) 教育長について

- ① 任命について
- ② 任命経緯について
- ③ 任命された者について
- ④ 任命された教育長について
- ⑤ 任命手続について

(2) 総合教育会議について

- ① 開催状況について(第1回会議の予定について含む)
- ② 事務局について
- ③ 議事録の作成について
- ④ 議事録の公表について
- ⑤ 総合教育会議の内容について
- ⑥ 意見聴取の実施について
- ⑦ 意見聴取者について

(3) 大綱について

策定状況・策定方法について

3. 結果の概要

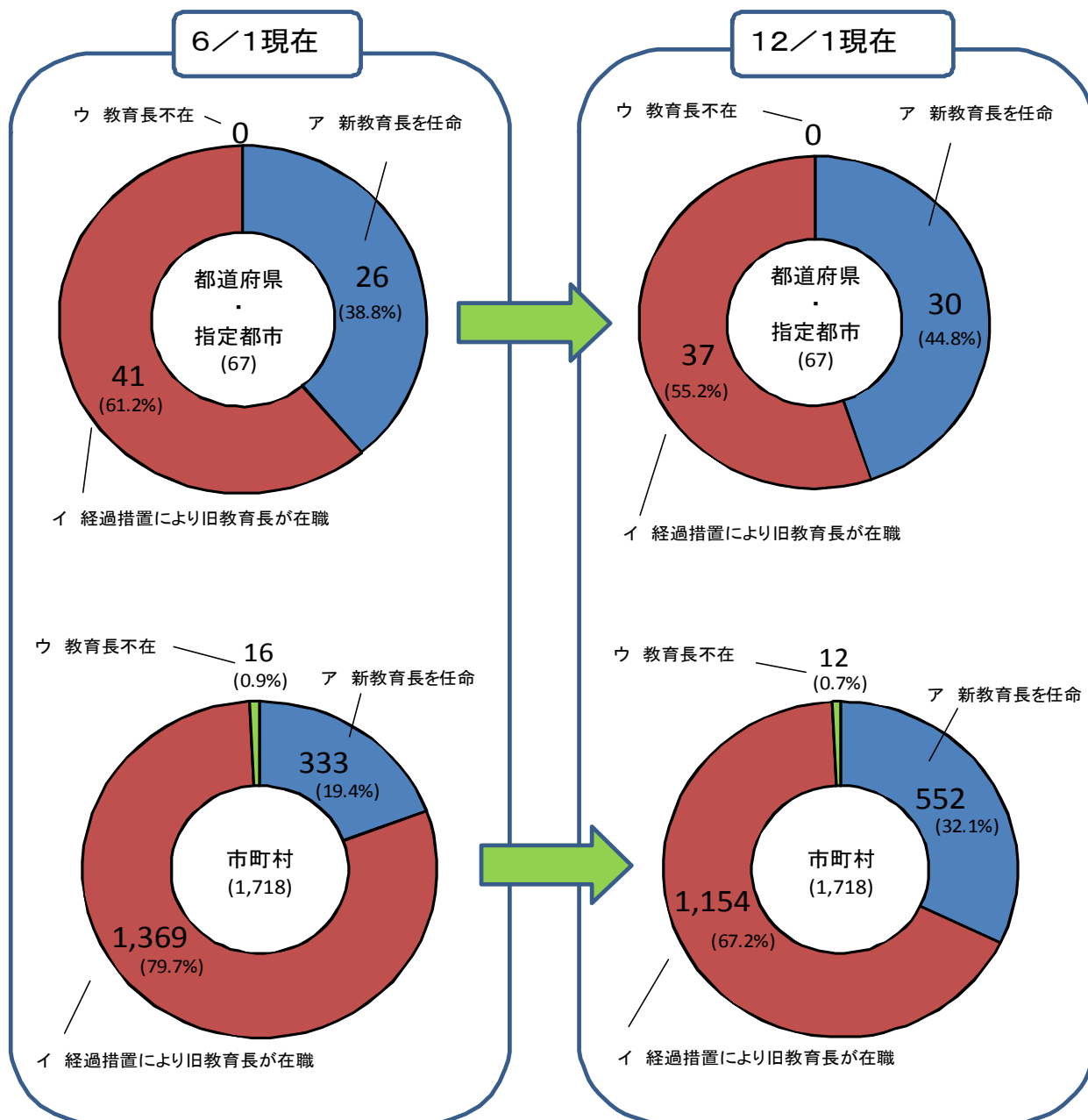
(1) 教育長について

① 任命について

- ア 新教育長を任命した
- イ 経過措置により旧教育長が在職
- ウ 教育長不在(教育長が不在等の場合で、改正法附則第5条により首長が教育長職務執行者を指名)

新教育長を任命した自治体	6/1現在	12/1現在
都道府県・指定都市 (67)	26 38.8%	30 44.8%
市町村 (1,718)	333 19.4%	552 32.1%

【図1】任命について

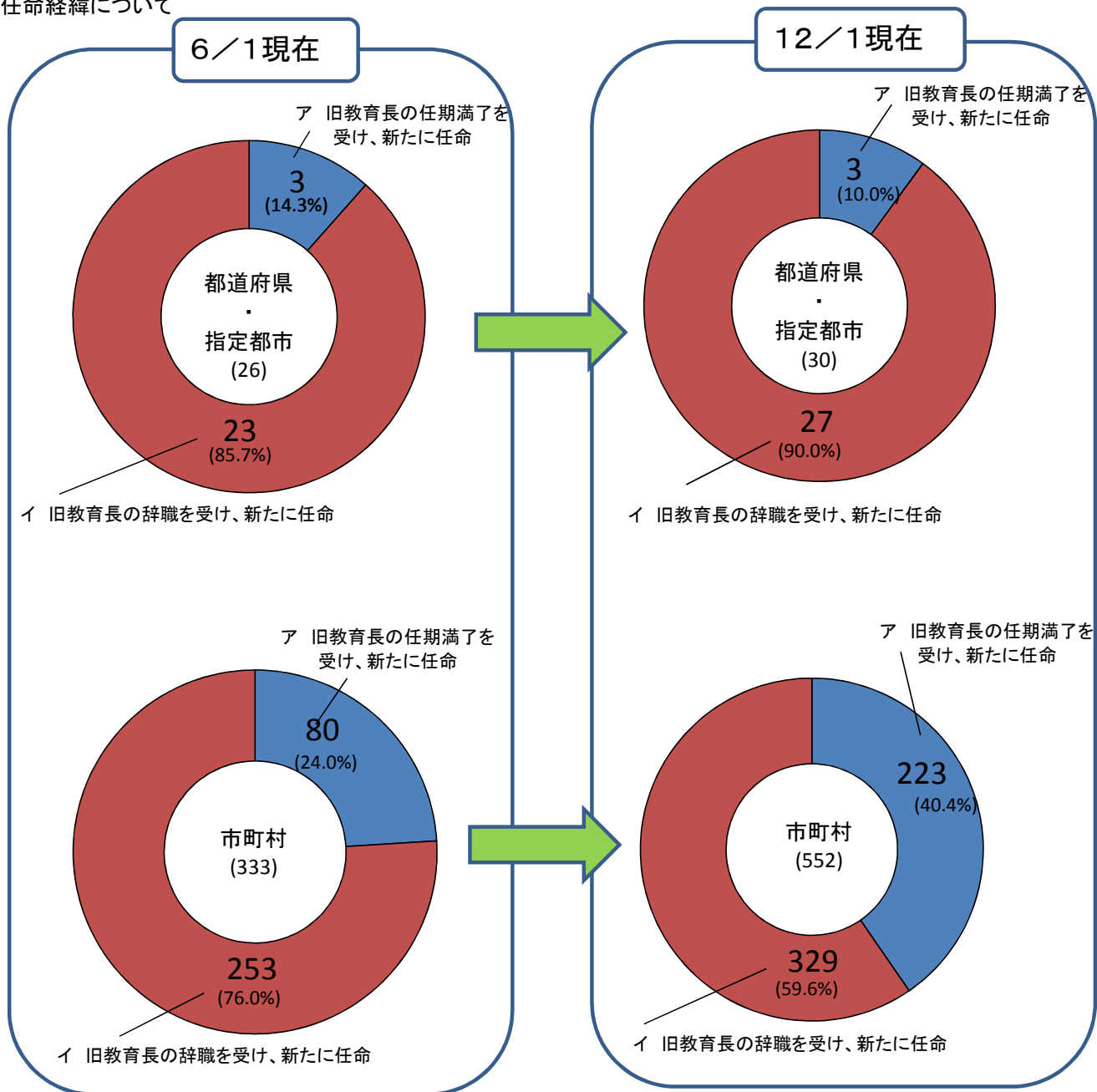


※改正地教行法においては、施行日(平成27年4月1日)に在任中の教育長は、その教育委員としての任期が満了するまで旧制度の教育長として在職するものとし、施行日から4年以内に新制度に移行していくことが規定されている。

② 任命経緯について

- ア 旧教育長の任期満了を受け、新たに任命
- イ 旧教育長の辞職を受け、新たに任命

【図2】任命経緯について



③ 任命された者について

- ア 教育行政経験者
- イ 一般行政経験者
- ウ 教育職員経験者
- エ その他

【表1】任命された者について(複数回答)

	ア	イ	ウ	エ
	教育行政経験者	一般行政経験者	教育職員経験者	その他
都道府県・指定都市 (30)	21	19	6	2
市町村 (552)	394	133	364	13

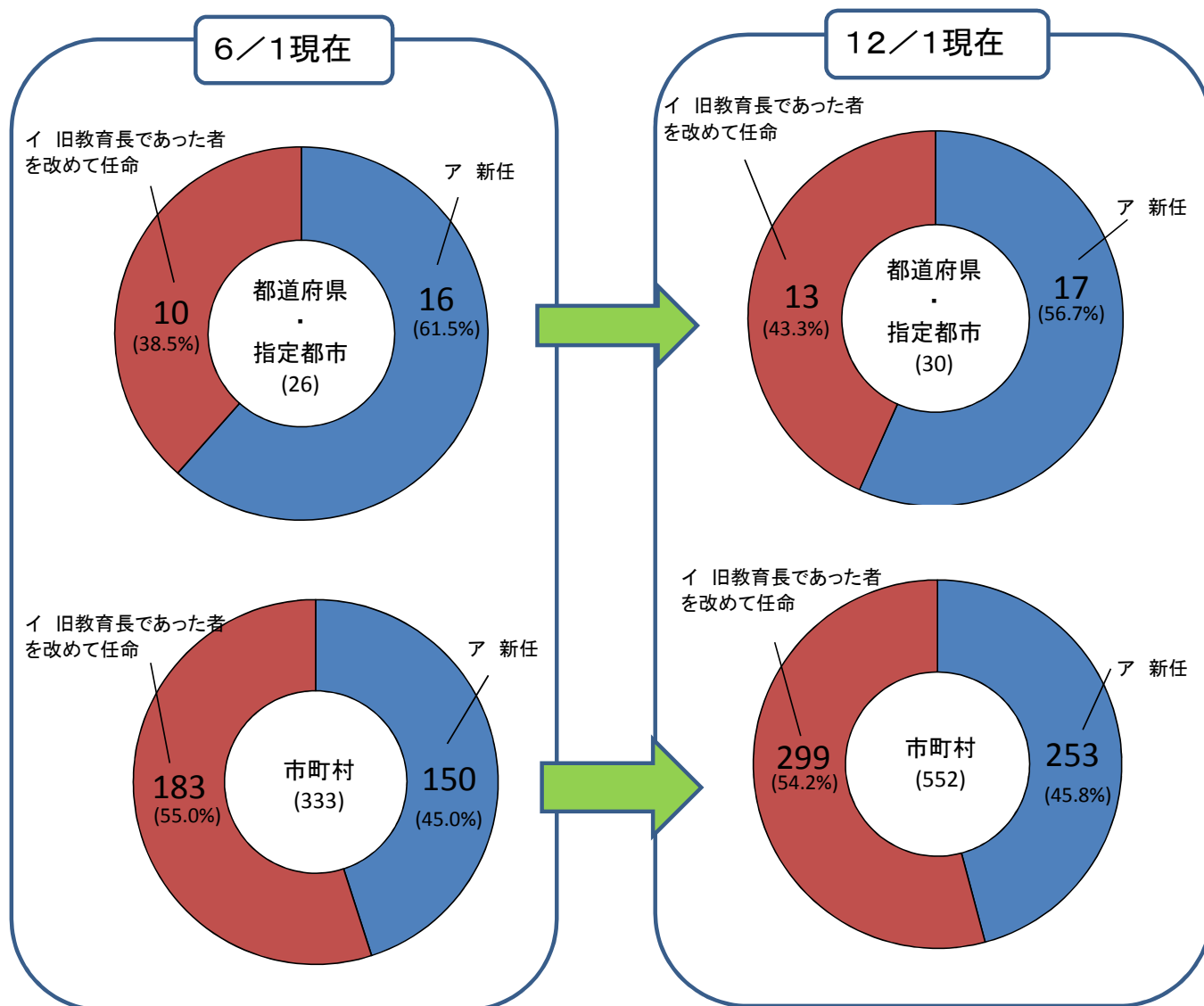
〈エ その他〉の主な回答

元大学教授、企業役員経験者、会社員 等

④ 任命された教育長について

- ア 新任
- イ 旧教育長であった者を改めて任命

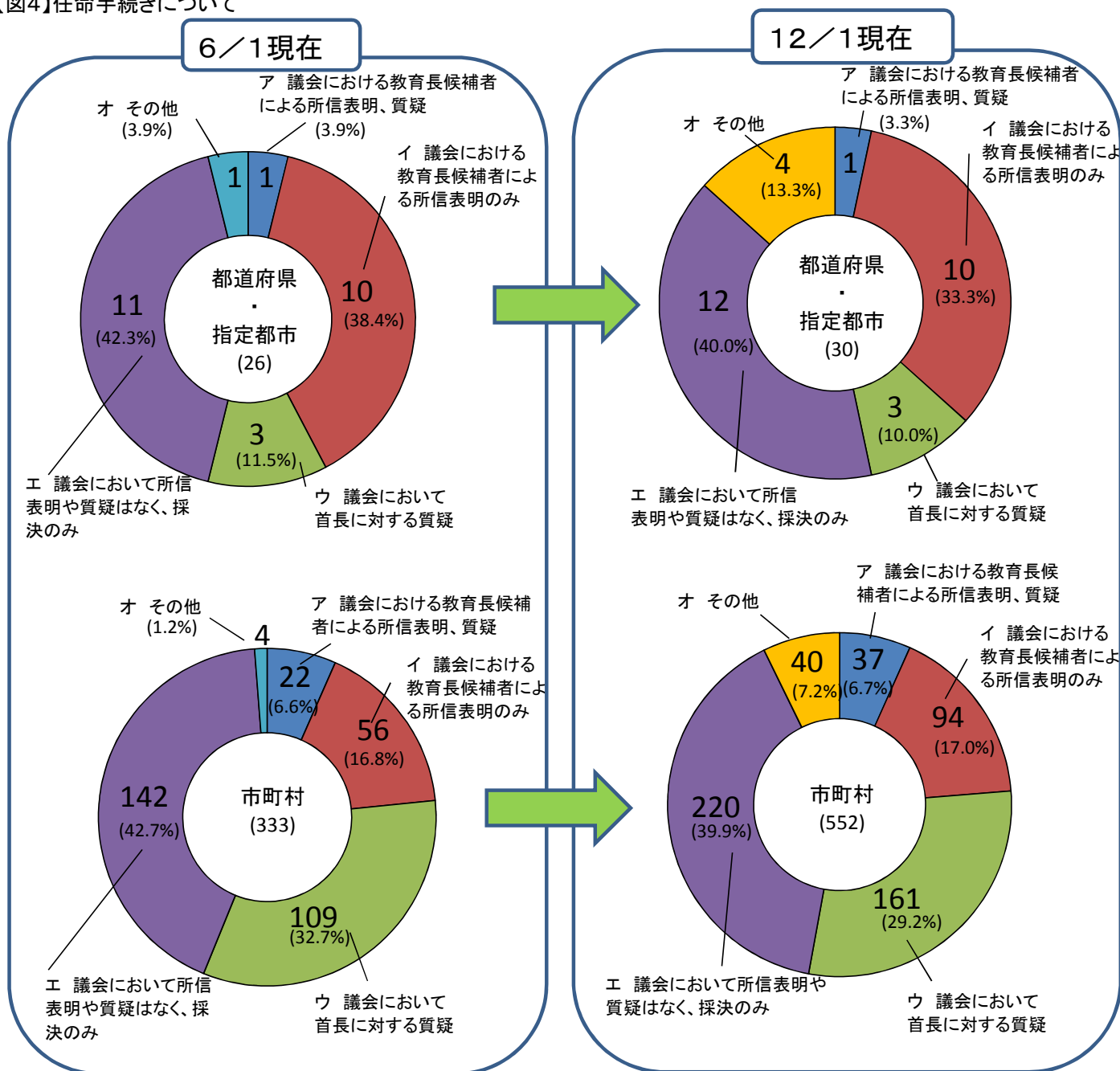
【図3】任命された教育長について



⑤ 任命手続について

- ア 議会における教育長候補者による所信表明、質疑を行った
- イ 議会における教育長候補者による所信表明のみを行った
- ウ 議会において首長に対する質疑を行った
- エ 議会において所信表明や質疑はなく、採決のみ
- オ その他

【図4】任命手続きについて

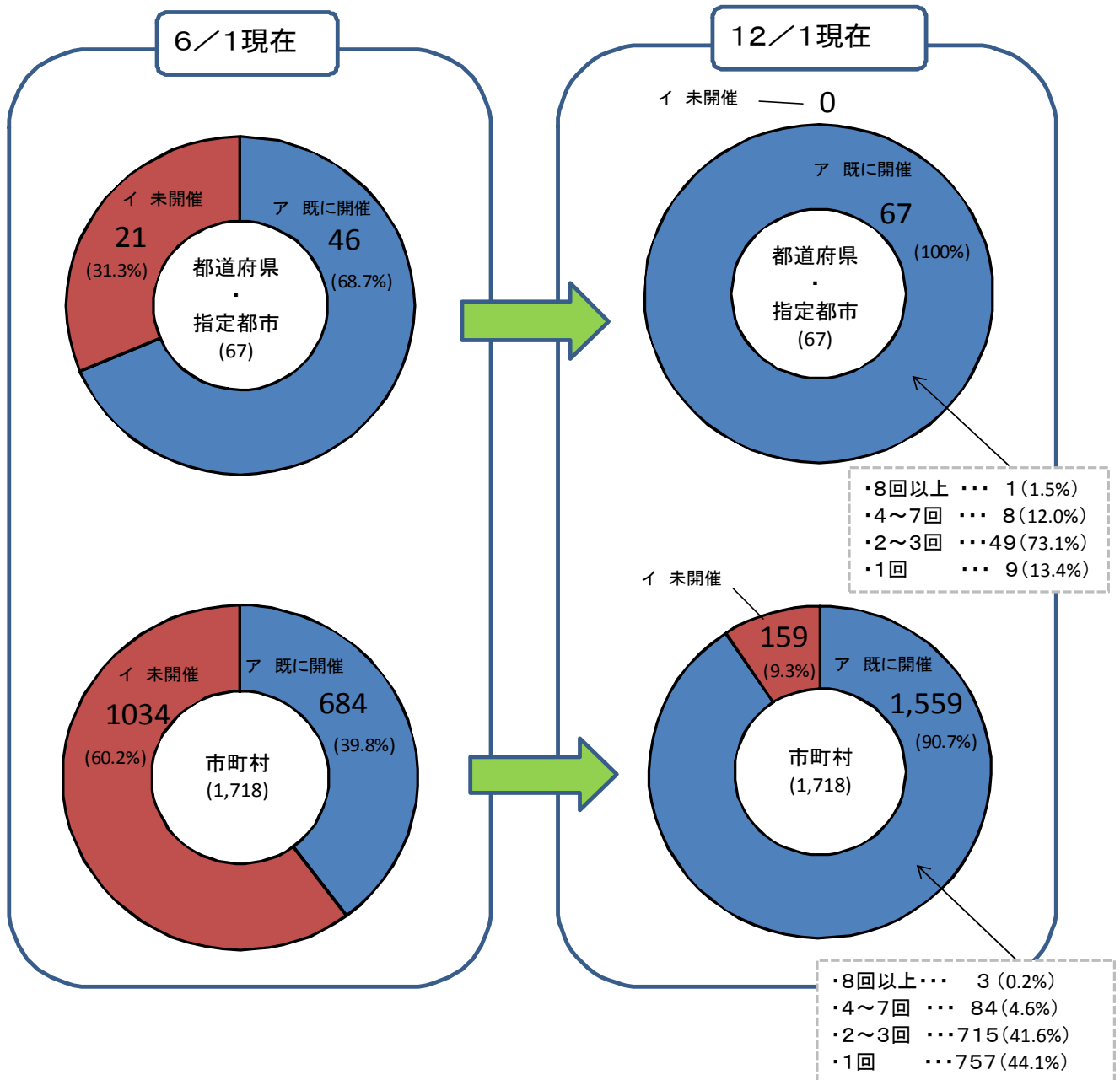


(2) 総合教育会議について

① 開催状況について

既に行開催した自治体	6/1現在	12/1現在
都道府県・指定都市 (67)	46 68.7%	67 100%
市町村 (1,718)	684 39.8%	1,559 90.7%

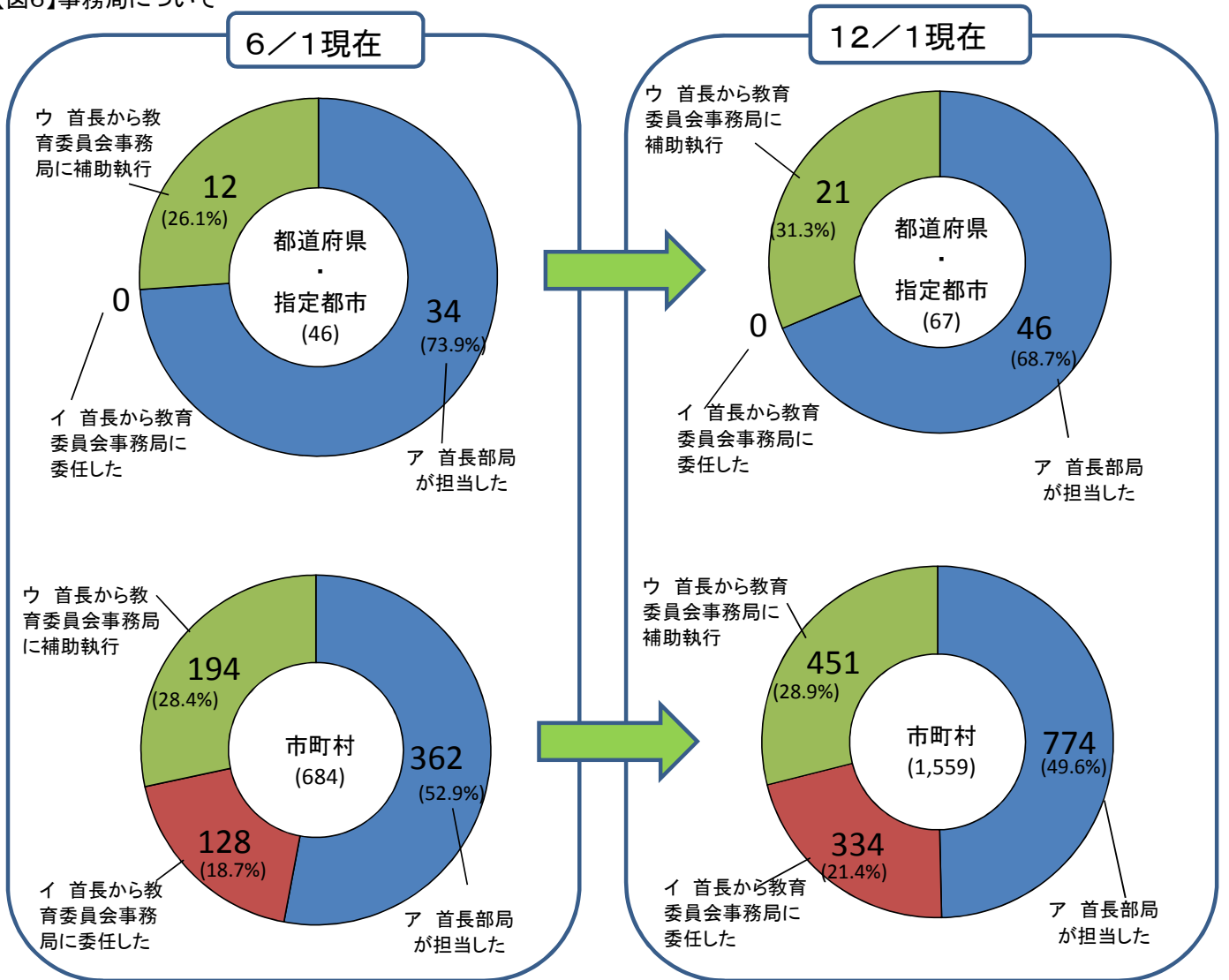
【図5】開催状況について



② 事務局について(①で「ア 既に開催」と回答した自治体のみ)

- ア 首長部局が担当した
- イ 首長から教育委員会事務局に委任した
- ウ 首長から教育委員会事務局に補助執行させた

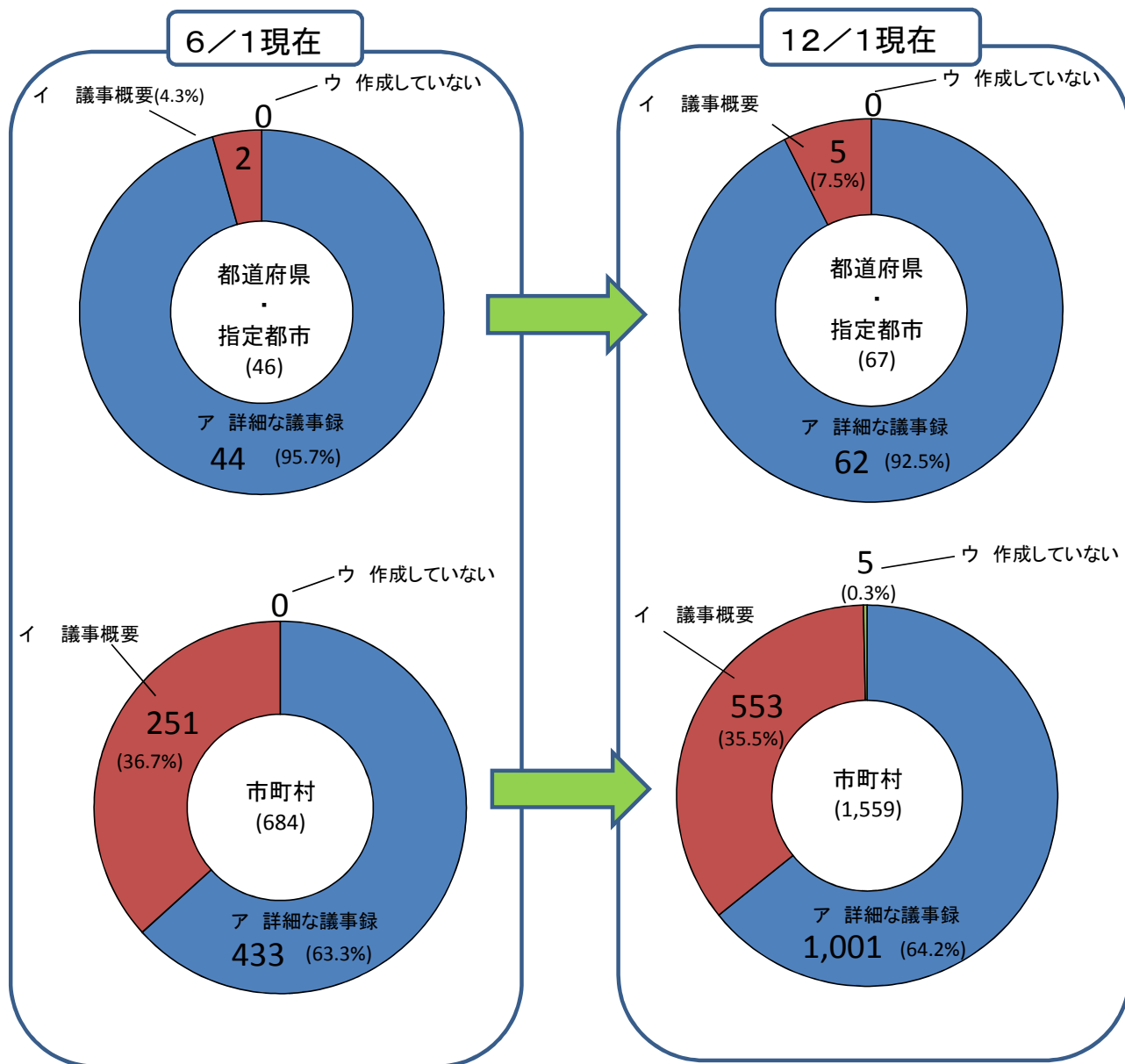
【図6】事務局について



③ 議事録の作成について(①で「ア 既に開催」と回答した自治体のみ)

- ア 詳細な議事録を作成(予定を含む)
- イ 議事概要のみを作成(予定を含む)
- ウ 作成していない

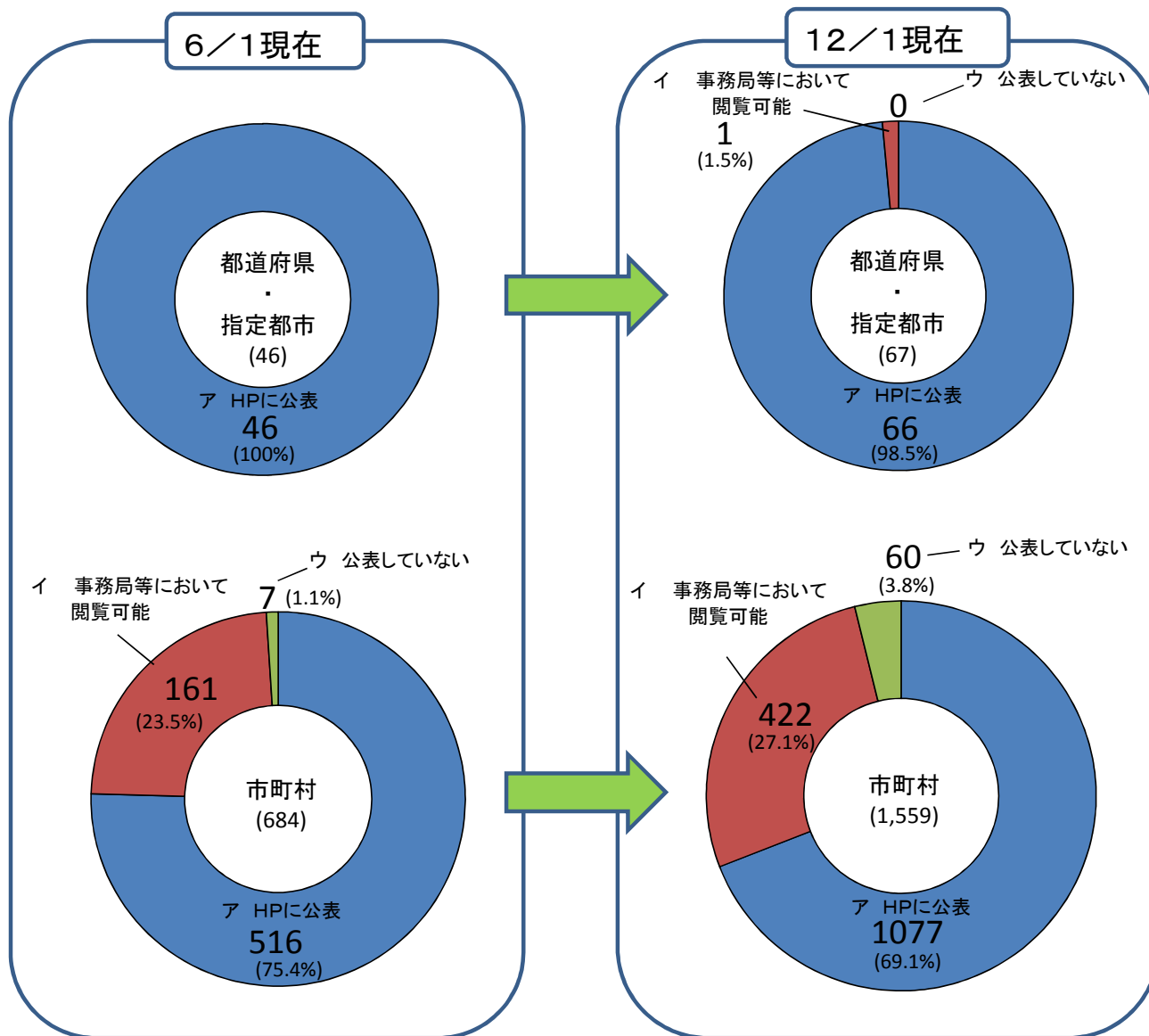
【図7】議事録の作成について



④ 議事録の公表について(①で「ア 既に開催」と回答した自治体のみ)

- ア HPに公表(予定を含む)
- イ 事務局等において閲覧可能(予定を含む)
- ウ 公表していない(①②の場合を除く)

【図8】議事録の公表について



⑤ 総合教育会議の内容について(①で「ア 既に開催」と回答した自治体のみ)(複数回答)

【表2】総合教育会議の内容

総合教育会議の内容		都道府県 ・ 指定都市	市町村
①	大綱の策定に関する協議	64	1510
② 重点的に講ずべき施策についての協議・調整	ア 学校等の施設の整備	8	402
	イ 教職員の定数の確保	6	79
	ウ 幼児教育・保育の在り方やその連携	7	225
	エ 青少年健全育成と生徒指導の連携	8	188
	オ 居所不明の児童生徒への対応	0	13
	カ 福祉部局と連携した総合的な放課後対策	8	130
	キ 子育て支援	5	256
	ク 教材費や学校図書費の充実	2	123
	ケ ICT環境の整備	11	231
	コ 就学援助の充実	5	110
	サ 学校への専門人材や支援員の配置	11	238
	シ 学校の統廃合	7	238
	ス 少人数教育の推進	9	114
	セ 学力の向上に関する施策	23	419
	ソ いじめ防止対策	15	348
タ 地域に開かれた学校づくり	10	155	
チ スポーツを通じた健康増進や地域活性化	6	194	
ツ その他	33	343	
③	児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じる等、緊急に講ずべき措置	3	98
④	総合教育会議の運営に関し必要な事項	60	1322
⑤	その他(①～④の事項以外)	14	158

〈② 重点的に講ずべき施策についての協議・調整 ツ その他〉の主な内容

- ・子どもの貧困対策 ・グローバル人材の育成 ・特別支援教育の充実 ・文化芸術事業 ・ふるさと教育の推進
- ・道徳教育の充実 ・教員の多忙化解消 ・震災からの復興と今後の教育 ・食育 ・文化財保護
- ・伝統芸能の継承 ・教員による体罰の防止策 ・小中一貫教育の検討 ・土曜授業 ・山海留学制度の振興策
- ・キャリア教育 ・教員養成 ・予算編成 など

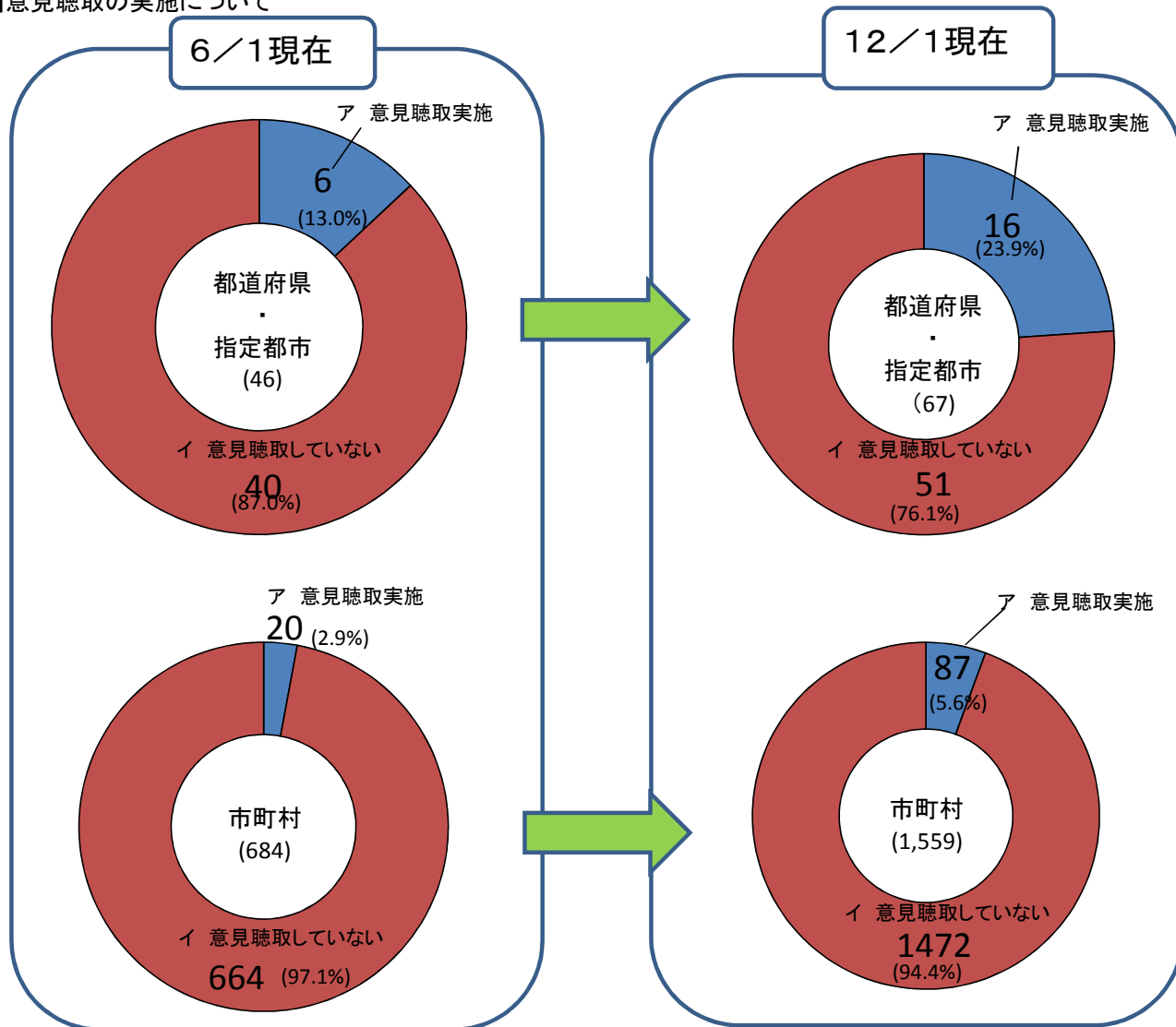
〈⑤ その他〉の主な内容

- ・新教育委員会制度の概要説明 ・今後の日程等の確認 ・教育行政に関する意見交換 ・学校訪問 など

⑥ 意見聴取の実施について(①で「ア 既に開催」と回答した自治体のみ)

- ア 関係者又は学識経験者を有する者から、協議すべき事項に関して意見を聴いた
- イ 意見聴取は実施していない

【図9】意見聴取の実施について



⑦ 意見聴取者について(⑥で「ア 意見聴取実施」と回答した自治体のみ)(複数回答)

【表3】意見聴取者

意見聴取者	都道府県・指定都市	市町村
大学教員	10	13
学校運営協議会の委員等	0	13
PTA関係者	4	19
地元の企業関係者	4	3
その他	14	67

〈その他〉の主な回答 学校長、園長、教員、スポーツ関係者、所管課長、元大学教授 など

(3) 大綱について

策定状況・策定方法について

ア 策定済

→ ア) 新規に作成した

イ 策定に着手済(策定中)

→ イ) 既存の教育振興計画、自治体の総合計画等をもって充てた

ウ 策定に未着手

大綱を策定した自治体	6/1現在	12/1現在
都道府県・指定都市 (67)	12 17.9%	38 56.7%
市町村 (1,718)	295 17.2%	934 54.4%

【図10】大綱の策定状況

